平成２８年（フ）第９８号
千葉県佐倉市西志津８丁目４番８号　パークサイドタウンＢ106
債務者　加藤　英樹
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第４８号
広島県福山市東深津町５丁目16番９号
債務者　清水　伸二
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第５１号
島根県雲南市大東町下久野41番地４
債務者　植田　　章
1　決定年月日時　平成28年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５２号
島根県雲南市大東町下久野41番地４
債務者　太田　**靜**子
1　決定年月日時　平成28年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６号
千葉県香取郡神崎町並木456番地４　石橋アパート101
債務者　馬場　裕紀
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２８年（フ）第５９７号
名古屋市瑞穂区雁道町２丁目15番地　大黒屋アパート101号
債務者　猪俣　　淳
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７３６号
名古屋市緑区大高町字本銭瓶24番地の１　サンライズサークル202号
債務者　池戸　　浩
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３２８号
愛知県小牧市大字久保一色3399番地３　ドゥソレイユ101号
債務者　細井めぐみ
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５８７号
名古屋市守山区村前町180番地　アンドービル101号
債務者　羽田　義夫
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５８８号
名古屋市守山区村前町180番地　アンドービル101号
債務者　羽田　則子
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６６６号
愛知県知多市大草字東屋敷９番地の１　ブランシェリンネＣ１
債務者　沖原　絹子
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７２７号
名古屋市中川区尾頭橋３丁目10番19号　マイルドハイツ尾頭橋３Ｄ号
債務者　佐々木　徹
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７２８号
名古屋市中川区尾頭橋３丁目10番19号　マイルドハイツ尾頭橋３Ｄ号
債務者　佐々木睦子
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８０４号
名古屋市名東区極楽４丁目904番地　サンライズ極楽302号
債務者　福田　真之
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８２４号
愛知県春日井市下屋敷町字下屋敷20番地２　メゾンカメリアＢ棟202号、従前の住所名古屋市西区中小田井３丁目276番地　オリエントハイツ102号
債務者　森　あゆみ
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７６８号
名古屋市守山区森孝１丁目1303番地　ベルデ森孝Ａ棟101号
債務者　岡田　　修
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部